

認可保育所等の設置のための用地・施設の情報（売却・賃貸等）を募集します
～千葉市認可保育所用地等情報の募集について～



「認可保育所等を設置したいが、物件が見つからない」といった保育事業者の方の声を踏まえ、
認可保育所等の設置に適した土地又は建物の情報を募集いたします。

物件所有者・不動産業者の皆様の情報提供の御協力をお願い致します。

※ 提供いただいた情報は、千葉市が推奨したり、取引の仲介を行ったりするものではありません。

※ 詳細、注意事項等については、「千葉市認可保育所用地等情報提供事業募集要項」でご確認ください。

URL : <http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/shien/johoteikyo.html>

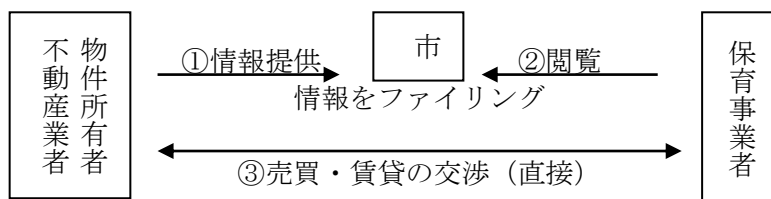
→「千葉市」「保育所用地」で検索（幼保支援課ホームページにて掲載）



1 情報提供の方法

- (1) 提供していただいた保育所等不動産情報を、幼保支援課にて、保育事業者の閲覧に供します。
- (2) 市内の保育所等に適した物件の所有者の方で、その物件について、保育事業者への売却又は賃貸をお考えの方は、募集要項をご確認の上、幼保支援課まで情報提供登録の申請をしてください。

【イメージ】



- ※ 建物の検査済証が交付されていない場合であっても、遵法性調査の結果によっては、当該物件の使用を認めております。保育事業者が当該物件について遵法性調査の実施を申し出ることがある旨、ご了承ください。
- ※ 風営法の適用を受ける施設が近隣に存在する場合、原則として、当該土地又は建物での整備は認めておりません。
- ※ 土地所有者が建物の躯体を建設し、当該建物（スケルトン状態）を保育事業者に賃貸する場合も、保育事業者が整備補助金を活用することが可能となる場合がありますので、ご検討ください。
- ※ 情報提供を募集する地域は補助金を活用しての整備を募集する地域とします。補助金を活用しての整備も可能であり、補助金の金額は、施設の種類や定員数などにより異なり、重点整備地域に指定された場合、開園前及び開園後5年間の賃借料補助の対象となるなどのインセンティブが加わる場合があります。なお、募集を開始しましたら当課HPに募集要項を掲載いたしますので、当要項にて募集エリアをご確認ください。

検索キーワード

- ・「千葉市」
- ・「保育所」
（「小規模保育事業」）
（「事業所内保育事業」）
- ・「整備」

【募集要項掲載先】



《認可保育所》



《小規模保育事業》



《事業所内保育事業》

2 応募方法等

- (1) 申込方法 物件の情報提供を希望する方は、保育所用地等登録申請書など、募集要項に定める書類を千葉市役所幼保支援課まで提出してください。
- (2) 申込み及び閲覧期間 随時受付
- (3) 受付場所及び問い合わせ先 千葉市役所こども未来局こども未来部 幼保支援課 制度推進班
〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 中央コミュニティセンター9階
TEL : 043(245)5977 FAX : 043(245)5629 電子メール : seidosuishin@city.chiba.lg.jp